

＜ 改善報告書検討結果（新潟薬科大学） ＞

[1] 概評

2014（平成26）年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、努力課題として4項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、指摘事項に対する改善に向けたスケジュールを決定し、それぞれの責任主体のもとで改善につなげてきた。内部質保証の体制としては、学長のもとに「PDCA推進室」及び「運営会議」を設け、中期目標・計画を設定しており、その進捗状況については学外評価委員を含めた「大学評価会議」にて確認している。さらに、学部については各学部に設置した「自己点検・評価委員会」、その他センター等に所属する教員の活動については「PDCA推進室」にて点検・評価を実施し、教育の質の保証及び向上に取り組んでいる。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

ただし、努力課題として指摘した、1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.2）については、応用生命科学部において、教授会、学部教務委員会等で議論が行われ、応用生命科学科で49単位、生命産業創造学科で48単位としたものの、前年度のGPAが1.5以上の学生に対し、50単位以上の履修を可能としているため、単位の実質化の観点から単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分に留意されたい。

薬学研究科及び応用生命科学研究科における独自の組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が実施されていなかったこと（努力課題No.3）については、研究倫理に関する講演会などを実施しているものの、いずれも共催の形式をとっており、研究科独自のFD活動とはなっていないため、改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、貴大学が、その目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	薬学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確に

	<p>されていないので、改善が望まれる。</p>
評価当時の状況	<p>薬学研究科博士課程においては、以下の学位授与方針を定め、平成 26 年 4 月発行の学生便覧に掲載していた。</p> <p>「本学薬学研究科博士課程では、学位授与後に各就職先である病院・薬局・企業・行政機関・教育機関等で指導者として活躍し、地域貢献ができるように教育プログラムを編成している。本学薬学研究科博士課程が養成を目指す人材像は、具体的に次のようなものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創薬、薬物療法、保健衛生の分野において、自立して研究活動を行える研究者 2. 医療や人類の健康増進に貢献できる指導者及び医療行政に貢献できる指導者 3. 高度医療及びチーム医療を担うべく臨床能力に秀でた医療人としての薬剤師 <p>したがって、学位授与の方針は、本学薬学研究科博士課程の 4 年間の教育・研究プログラムを修了して、必要とする総単位数（35 単位）を修得しているとともに、4 年間の研究活動の成果である博士論文をまとめ、その審査に合格した者に対して博士の学位を授与する。この方針は薬学部以外の学部出身者に対しても同様であり、医療や健康に関与する分野で研究活動が行え、また同様の分野で社会貢献ができる人材として認定された証として学位を授与するものである。」</p> <p>しかし、この学位授与方針として定めたものは、大学院学則に定める人材養成の目的であり、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示しているとは言い難いものであった。</p>
評価後の改善状況	<p>平成 27 年 2 月に薬学研究科長及び薬学研究科教務委員会の間で学位授与方針の改正について協議し [資料 1-1]、同年 2 月の薬学研究科委員会で 2 度の審議を重ね [資料 1-2, 1-3]、養成する人材像から修了時に身に付ける能力を示すよう改め、3 月 9 日の同委員会において最終版を報</p>

	<p>告した [資料 1-4]。</p> <p>また、各学部等のポリシーの掲載形式を統一する全学的な取組の中で、平成 29 年度から、「ミッション」「養成を目指す人材像」に代えて「教育研究上の目的」に続けてポリシーを掲載するよう調整した [資料 1-5]。</p> <p>さらに、平成 29 年 9 月 22 日の教育委員会（教育に関する重要事項を審議する全学組織）において、薬学研究科は他分野からの入学者もあることから、養成する人材像を含め学位授与方針の見直しを図るため、当該研究科において改正案を検討することとなった [資料 1-6]。同年 11 月 22 日の薬学研究科教務委員会での審議を経て [資料 1-7]、12 月 21 日の教育委員会に改正案を提出したが継続審議となった。教育委員会は、3つのポリシーが教育の質保証の起点となることから、現在のポリシー全体の再点検を今後取り組むべき課題とし [資料 1-8]、平成 30 年度中の改正に向けて着手した [資料 1-9]。</p> <p>薬学研究科教務委員会は、平成 30 年 5 月 9 日の委員会での審議 [資料 1-10] の経過を 5 月 14 日の薬学研究科委員会に報告 [資料 1-11]、6 月 11 日の同委員会にて承認 [資料 1-12]、6 月 27 日に学長の決裁を得、薬学研究科の学位授与方針を以下のとおり決定した。</p> <p>「本学薬学研究科博士課程は、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ研究活動の成果である博士論文をまとめ、学位論文審査及び最終試験に合格した者に対して、博士（薬学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創薬、薬物療法、保健衛生の分野においてすぐれた見識を有し、それぞれの研究テーマの問題点を見出し、その解決に向けた研究を組み立て、遂行し、的確にその評価を行うことができる。 2. 医療分野に精通し、コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築き、倫理観と責任感を備
--	---

		<p>え、思考力・判断力を駆使して地域の健康増進や社会に貢献できる。」</p> <p>本改正の周知は、教職員には電子メールにて、大学院生には本学ポータルサイトにて平成 30 年 7 月 2 日付けで発信し [資料 1-13]、本学 HP への反映も行っている [資料 1-14]。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1 薬学研究科長・教務委員会メール会議 ・ 1-2 平成 27 年 2 月 12 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-3 平成 27 年 2 月 23 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-4 平成 27 年 3 月 9 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-5 平成 29 年 3 月 16 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-6 平成 29 年 9 月 22 日教育委員会議事録 ・ 1-7 平成 29 年 11 月 22 日薬学研究科教務委員会議事録及び資料 ・ 1-8 平成 29 年 12 月 21 日教育委員会議事録及び資料 ・ 1-9 平成 30 年 4 月 25 日教育委員会議事録 ・ 1-10 平成 30 年 5 月 9 日薬学研究科教務委員会議事録及び資料 ・ 1-11 平成 30 年 5 月 14 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-12 平成 30 年 6 月 11 日薬学研究科委員会議事録及び資料 ・ 1-13 ポリシー改正周知連絡 ・ 1-14 新潟薬科大学 HP 大学院薬学研究科概要 <p style="text-align: right;">http://www.nupals.ac.jp/faculty/ph-grad/</p>	

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	応用生命科学部において、1 年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
	評価当時の状況	応用生命科学部では、学部開設時から火曜日～木曜日の午後の授業時間割に基本的に実験を配置することで 1 人の学生が過剰な数の講義科目を履修できないシステムを組んでおり、この措置が十分に履修登録単位数の制限の役割を果たしてきたことを検証していた。しかし、単位

		<p>制度の趣旨を踏まえ、履修登録単位の上限を数値として明確に学生に示すことが重要と考え、GPA 制度及び CAP 制の導入について、平成 25 年度から応用生命科学部教務委員会において検討を開始し、議論の途中であった。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>平成 27 年度からの実施に向けて、応用生命科学部教務委員会において議論を再開し、平成 26 年 11 月 6 日及び 12 月 15 日の委員会で、CAP 制の導入により進級条件となる単位の取得に影響を及ぼし、多くの留年者が出るような設計にならないようシミュレーションを行いながら、現行のカリキュラムに合わせた制度を検討した [資料 2-1, 2-2]。その議論の中間まとめを 12 月 26 日の応用生命科学部教授会に報告し、方向性を確認した [資料 2-3]。さらに、平成 27 年 1 月 9 日の教務委員会の議論を経て [資料 2-4]、その後も教務委員長の下検証を重ね、1 月 29 日、2 月 12 日の教授会で再度報告 [資料 2-5, 2-6]、27 年 3 月 10 日教授会に議題として上程し、審議の結果、「新潟薬科大学応用生命科学部 GPA 制度及び CAP 制に関する取扱い要項」の制定が承認された [資料 2-7]。CAP 制の要点は以下のとおりである。</p> <p>各年度の履修登録単位数の上限は、応用生命科学部では 49 単位、生命産業創造学科では 48 単位とする。ただし、前年度の GPA により学生は上限を超えた単位数（最大で +10 単位）の科目を履修することができる。</p> <p>本制度は、平成 27 年度 1 年次入学生から適用することとし、平成 27 年度学生便覧及び履修要覧に掲載し、新入生オリエンテーションでも教務委員会から説明を行い、学生に周知した [資料 2-8, 2-9]。また、単位制度の趣旨を踏まえ、学生に授業外学習時間を意識させるため、平成 29 年度から応用生命科学部全科目のシラバスに授業外学習の内容と授業外学習時間を明記した [資料 2-10, 2-11]。</p>

	<p>運用開始から平成 30 年度で 4 年目を迎え、応用生命科学部教務委員会において、平成 29 年度の全学生の履修登録単位数を集計したところ、生命産業創造学科においては、上限 48 単位を超えて履修した者は 0 名、応用生命科学科においては、上限 49 単位を超えて履修した学生は 50.0 単位が 1 名、50.5 単位が 1 名という結果であった。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1 平成 26 年 11 月 6 日応用生命科学部教務委員会議事録及び資料 ・ 2-2 平成 26 年 12 月 15 日応用生命科学部教務委員会議事録及び資料 ・ 2-3 平成 26 年 12 月 26 日応用生命科学部教授会議事録及び資料 ・ 2-4 平成 27 年 1 月 9 日応用生命科学部教務委員会議事録及び資料 ・ 2-5 平成 27 年 1 月 29 日応用生命科学部教授会議事録及び資料 ・ 2-6 平成 27 年 2 月 12 日応用生命科学部教授会議事録及び資料 ・ 2-7 平成 27 年 3 月 10 日応用生命科学部教授会議事録及び資料 ・ 2-8 平成 27 年度学生便覧（抜粋） ・ 2-9 平成 27 年度応用生命科学部履修要覧（抜粋） ・ 2-10 平成 29 年度応用生命科学科履修要覧 ・ 2-11 平成 29 年度生命産業創造学科履修要覧

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	薬学研究科および応用生命科学研究科において、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、研究科独自の組織的なFD活動が実施されていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	薬学研究科における授業内容・方法及び指導法改善のための活動については、学部のFD企画と併せて実施していた。また、応用生命科学研究科においては、授業評価を実施し、その結果を受けて各担当教員の責により講義内容及び方法の改善を図るにとどまり、組織的研修並びに研究は行われていなかった。
	評価後の改善状況	教育委員会では、平成 29 年度に全学的な研究

		<p>科FD研修を企画することとした [資料 3-1]。平成 29 年度は本学の第 2 次中期目標・計画の実施期間の最終年度であり、中期計画：「研究倫理について、学内教職員への周知に努める。」の達成状況について自己点検・評価を行ったところ、研究倫理に関するeラーニング教材「CITI-Japan プログラム」の受講を義務化し、啓蒙活動を行ったにもかかわらず、教職員の 25%が未修了（平成 29 年 10 月現在）であった [資料 3-2]。このような背景のもと、教育委員会では、大学院生の指導に際し、教員自身に研究倫理や科学研究の原理等を教授するために必要な事項を再確認させる必要性を認識し、まずは研究倫理教育をテーマに選定し、平成 30 年 2 月 23 日にFD研修会「研究不正に手を染めないために」を実施した [資料 3-3]。さらに同年 6 月 15 日には、研究委員会、教育委員会及び両研究科FD委員会の共催により、外部講師を招き、科学研究の原理・成果を視覚的に分かり易くプレゼンする技法を学び授業改善にも役立つ目的で「科学者のためのスキルアップセミナー」を開催した [資料 3-4]。</p> <p>本学大学院の開講科目は応用生命科学研究科と薬学研究科の共通開講の科目も多く、また薬学研究科教員は応用生命科学研究科博士前期課程薬科学コース教員を兼任していることに鑑み、平成 31 年度以降は各研究科が交替で企画を担当し、大学院における教育内容・方法等の改善により主眼を置いた研究科 FD を全学で実施する予定である [資料 3-3（スライド 2 枚目）、3-5]。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3-1 平成 29 年度教育委員会議事録 ・ 3-2 第 2 次中期目標・計画自己点検・評価書（抜粋） ・ 3-3 研究倫理に関する FD 研修会スライド及び参加率 ・ 3-4 科学者のためのスキルアップセミナー開催案内 ・ 3-5 平成 29 年 12 月 6 日応用生命科学部・研究科 FD 委員会議事録及び資料 	

--	--

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	薬学研究科博士課程および応用生命科学研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	評価当時の「新潟薬科大学学位規程施行細則」(以下「施行細則」という。)の「第3章 課程による博士学位論文取扱」において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「博士課程」として学位を授与することを規定していた。以下に該当箇所を抜粋して示す。 「第8条 課程による博士学位論文の審査を申請できる者は、次のとおりとする。 (1) 新潟薬科大学大学院(以下「本大学院」という。)の博士課程又は博士後期課程に在学中の者で、大学院学則第38条第1項及び第3項に該当する者 <u>(2) 本大学院の博士課程に4年又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を取得して退学し、退学後2年未満の者</u> 」
	評価後の改善状況	平成26年12月に大学評価結果(委員会案)を受理した教育担当副学長は、不適切と指摘された施行細則に関し、早急に改正すべきと判断し、平成27年1月16日及び1月27日に両研究科教務委員長と2度の協議を行い、改正案を作成した。合わせて各研究科に定められている論文審査の

		<p>申し合わせについても見直し、両研究科長に報告し意見を求めた [資料 4-1]。同年 2 月 5 日に教育委員長の下、両研究科教務委員会の合同委員会を開催し、課程博士の取扱いのほか論文博士の審査申請要件や審査委員会の設置についてもより公正で適切な審査が行われるよう検討し [資料 4-2, 4-3]、2 月 12 日及び 2 月 23 日の各研究科委員会での審議を経て、標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の学位取得に対して、「課程博士」とせず「論文博士」として取り扱うものとする改正案が承認され、平成 27 年 4 月 1 日付けの施行が決定した [資料 4-4, 4-5]。改正した施行細則は平成 27 年度学生便覧から掲載している [資料 4-6]。</p> <p>また、修業年限内の学位授与を促進するための方策について、平成 29 年 9 月 22 日の教育委員会において、論文の質の向上やスムーズな研究遂行を目的として、主指導教員の他に、研究テーマや研究方法について客観的な立場から、学生に助言、調整する役割を担う「副指導教員」の導入について検討を開始した [資料 4-7]。平成 29 年 12 月 21 日の教育委員会で、所属研究室主任である主指導教員とその任務並びに副指導教員の選定方法とその任務を規定し、学位授与のための指導の責任体制を明確にした「新潟薬科大学大学院学則第 10 条第 2 項に規定する指導教員の決定及び役割等に関する申し合わせ案」を策定した [資料 4-8]。これを基に両研究科教務委員会での審議、意見聴取を踏まえ、各研究科委員会に諮り、「新潟薬科大学大学院学則第 10 条第 2 項に規定する指導教員の決定及び任務等に関する申し合わせ」を制定した [資料 4-9]。本制度は、平成 30 年度入学生から適用し、新年度オリエンテーションにおいて、その目的等について学生に周知し、これらサポート体制の下、修業年限内の学位取得を目指すよう指導を行った [資料 4-10]。薬学研究科では、博士課程 2 名の</p>
--	--	--

		<p>新入生の副指導教員を決定したが [資料4-11]、応用生命科学研究科博士課程においては、平成30年度の入学生はなかった。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-1 課程博士の取扱い見直し案 (平成 27 年 1 月 28 日) ・ 4-2 平成 27 年 2 月 5 日合同会議開催通知及び会議資料 ・ 4-3 平成 27 年 2 月 5 日合同会議における審議の結果まとめ ・ 4-4 平成 27 年 2 月 12 日各研究科委員会議事録及び資料 ・ 4-5 平成 27 年 2 月 23 日各研究科委員会議事録及び資料 ・ 4-6 平成 27 年度学生便覧 (抜粋) ・ 4-7 平成 29 年 9 月 22 日教育委員会議事録 ・ 4-8 平成 29 年 12 月 21 日教育委員会議事録及び資料 ・ 4-9 平成 30 年 1 月各研究科委員会議事録及び資料 ・ 4-10 平成 30 年度薬学研究科オリエンテーション説明スライド ・ 4-11 平成 30 年 5 月 14 日薬学研究科委員会議事録及び資料 	

以 上